

船舶事故調査報告書

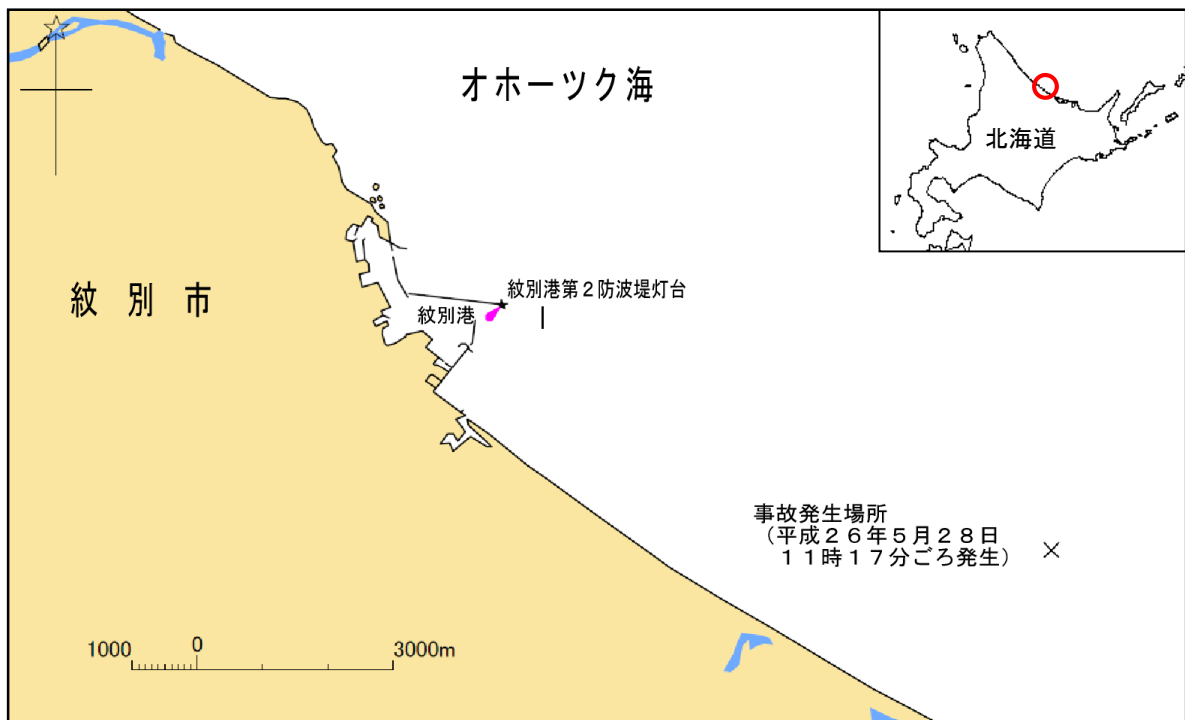
平成27年9月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年5月28日 11時17分ごろ
発生場所	北海道紋別市紋別港東南東方沖 紋別港第2防波堤灯台から真方位114°9, 230m付近 （概位 北緯44°18.55′ 東経143°29.55′）
事故調査の経過	平成26年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八もんべつ丸、14トン HK2-23868（漁船登録番号）、紋別漁業協同組合 20.15m (Lr) × 4.54m × 1.57m、FRP ディーゼル機関、610kW（動力漁船登録票による）、平成26年4月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年5月10日 免許証交付日 平成22年2月3日 （平成27年5月9日まで有効） 甲板員A 男性 20歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、紋別港東南東方沖の漁場において、沖合海域に放流する予定のほたて貝の稚貝を採取するため、「八尺」と呼ばれる鉄製桁の後方に袋網を取り付けた桁網を海中に投入し、えい網作業を行っていた。 本船は、平成26年5月28日11時15分ごろえい網作業を終了し、揚収した‘左舷側の八尺’（以下「本件八尺」という。）を2本の固定ロープで船体前部の舷外に吊り下げ、‘本件八尺のえい網用ワイヤロープ’（以下「本件ワイヤ」という。）を船内に取り込んでコイル状にまとめて船尾方の甲板上に置いていた。 本船は、船長を除く乗組員が前部甲板上で稚貝の選別作業を行う一

	<p>方、船長が操舵室で操船に当たり、機関を前進にかけて徐々に増速しながら沖合に向けて右回頭した。</p> <p>本船は、11時17分ごろ、船首が沖合を向き、船長が機関を全速力前進にかけたところ、紋別港第2防波堤灯台から真方位114°9,230m付近において、本件八尺が、異音を発して甲板上に跳ね上がり、左舷側の甲板上で選別作業を行っていた甲板員Aの頭部に当たった。</p> <p>船長は、異状に気付いて機関を中立とし、後方を確認したところ、甲板員Aが出血していたので、応急処置を施すとともに、僚船に無線で甲板員Aの搬送を要請した。</p> <p>甲板員Aは、僚船で紋別港に戻り、病院に搬送され、左側頭部裂創及び頸椎捻挫と診断された。</p> <p>本船は、本件ワイヤが推進器に絡んで航行不能となり、別の僚船にえい航されて紋別港に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 本件八尺及び本件ワイヤ等の状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の桁網は、八尺の幅が約2.5m、袋網を含めた長さが約5m、重さが約400～500kgであった。</p> <p>甲板員Aは、漁船員の経験が約2年で、本船には平成26年3月から乗船しており、本事故当時、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメット及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、平成26年5月中旬に進水した新造船で、本事故は、本船で操業を開始して3日目に発生した。</p> <p>乗組員は、本船にタレ巻き用と呼ばれるえい網用の補助ワイヤロープが新たに取り付けられたので、事前に同型船で作業手順等の研修を受けた際、同型船ではえい網用ワイヤロープを甲板上でコイルしていたことに注意が向き、それが新造船での作業手順だと思い、同ワイヤロープをたつ等に固縛しているかどうかを確認していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、紋別港東南東方沖の漁場で移動中、本件八尺が甲板上に跳ね上がって甲板員Aに当たったことから、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>本件八尺は、本件ワイヤが推進器に絡んで緊張したことから、甲板上に跳ね上がったものと考えられる。</p> <p>本件ワイヤは、コイル状にまとめて船尾方の甲板上に置いた際、た</p>

	つ等に固縛していなかったことから、機関の振動等で舷外に繰り出されて推進器に絡んだものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、紋別港東南東方沖の漁場で移動中、本件ワイヤが推進器に絡んで緊張し、本件八尺が甲板跳到って甲板員Aに当たったため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・移動する際は、桁網えい網用ワイヤロープ等が推進器に絡むことがないように、甲板上でつ等に固縛すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本件八尺及び本件ワイヤ等の状況

